

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定
に向けた「再犯防止推進計画等検討会」
（第1回）議事録

- 第1 日 時 令和4年2月1日（火） 自 午前10時00分
至 午後11時43分
- 第2 場 所 オンライン
- 第3 議 題 （1）法務省からの報告
（2）意見交換
- 第4 議 事 （次のとおり）

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会
 （第1回）
 関係省庁出席者一覧

（議長）			
法務副大臣	津	島	淳
（副議長）			
法務省大臣官房政策立案総括審議官	吉	川	崇
（構成員等）			
内閣官房副長官補付 参事官補佐 ※代理	芥	川	希斗
警察庁生活安全局生活安全企画課長	鈴	木	敏夫
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長	長	村	順也
総務省地域力創造グループ地域政策課 理事官 ※代理	茂	原	伸幸
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長	早	湊	宏毅
法務省大臣官房参事官（刑事局担当） ※代理	大	塚	雄毅
法務省矯正局更生支援管理官	西	岡	慎介
法務省保護局総務課長	押	切	久遠
法務省保護局更生保護振興課長	瀧	澤	千都子
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長	石	塚	哲朗
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 課長補佐 ※代理	片	柳	成彬
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官 ※代理	濱	谷	貢
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室長	佐	藤	広道
厚生労働省人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）	宇	野	禎晃
厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 ※代理	酒	谷	徳二
厚生労働省社会・援護局社会障害保健福祉部			
精神・障害保健課依存症対策推進室依存症対策係長 ※代理	安	東	和繁
農林水産省経営局就農・女性課長	平	山	潤一郎
林野庁林政部経営課林業労働・経営対策室長	池	田	秀明
水産庁漁政部企画課漁業労働班 課長補佐 ※代理	鈴	木	岳明
中小企業庁経営支援部経営支援課 課長補佐 ※代理	柴	田	寛文
国土交通省住宅局住宅政策課長	皆	川	武士

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、次期再犯防止推進計画の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会の第1回会議を開催いたします。

私、法務大臣官房政策立案総括審議官の吉川が、本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日はオンライン方式により会議を開催させていただいております。議長であります津島法務副大臣、有識者の皆様、関係省庁の構成員の皆様にも、ウェブ会議システムを通じて御出席を頂いております。音声聞こえない、画像映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中でも結構ですので、挙手機能、チャットなどでその旨をお知らせください。

それでは、本検討会の開催に当たり、議長であります津島法務副大臣から御挨拶をさせていただきます。

副大臣、どうぞよろしくお願いたします。

○法務副大臣 皆様、おはようございます。法務副大臣の津島でございます。再犯防止推進計画等検討会の開催に当たり、議長として一言御挨拶を申し上げます。

刑務所出所者等の再犯防止は、我が国の犯罪対策の中で重要な位置を占めるものであり、政府においては、再犯防止推進法の下、再犯防止推進計画に基づき一丸となって取組を進めてまいりました。昨年12月には再犯防止推進法の施行から5年が経過し、来年度は推進計画の計画最終年度となるなど、節目の時期を迎えています。これまでの取組により、出所受刑者の2年以内再入率が、直近の令和元年出所者では15.7%にまで減少し、令和3年までに16%以下にするとの政府目標を達成するに至りました。

一方で、満期釈放者対策や国と地方公共団体との連携強化、民間協力者を含めた地域のネットワーク作りなど、更に対策を強化すべき課題も明らかになってきております。令和5年度からの次期推進計画においては、これらの課題に的確に対処し、再犯防止の取組を一層充実したものとする必要があります。

本日は、次期推進計画の策定に向けた第1回の検討会です。推進計画に基づく各施策の進捗状況等について、法務省から御報告申し上げた上で、有識者の皆様から、今後重点的に取り組むべき施策や解決すべき課題などについて、忌憚のない御意見を頂きたいと考えてございます。一度は罪を犯した者が、再び社会の一員として受け入れられ、再び罪を犯すことなく共生していくことができるよう、皆様のお力をお借りして、今後5年間の施策を定めてまいりたいと考えてございますので、何とぞよろしくお願申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもちまして私の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 副大臣、ありがとうございました。

議事に入る前に、構成員の異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

これまで有識者委員を務めていただいております、更生保護法人両全会理事長の小畑輝海様が一身上の都合により御退任され、新たに、公益財団法人矯正協会特別研究員の松田美

智子様には本検討会にお入りいただくこととなりました。

松田委員には、一言頂戴したく存じます。よろしくお願いいたします。

○**松田委員** 皆様、はじめまして。ただいま御紹介いただきました松田でございます。この度、小畑先生の御退任に伴って、本検討会に思いがけず参加の機会を得ましたこと、とても光栄なことと存じますとともに、身の引き締まる思いでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単に自己紹介を申し上げたいと思います。

私は、昭和55年に法務省矯正局に採用されまして、少年院、刑務所といった現場施設を中心に勤務いたしました。なお、栃木刑務所勤務のときの平成24年には、堂本先生にお越しいただきまして、女子刑務所の処遇や職員のことなど、つぶさに御覧いただいて、その改善を進言していただきましたこと、深く感謝申し上げます。

東京矯正管区を最後に退官いたしまして、昨年9月まで矯正協会の研究室に勤務いたしまして、今は特別研究員ということで研究活動を続けております。それから、この1月に、立川拘置所の篤志面接委員に委嘱されたのですが、こちらはまだコロナのせいで活動経験がなくて、実はあさって初めて面接に行くことになっておりまして、今週はどきどきする初仕事が続きます。

皆様の様々なお立場からの御意見や御教示に学びながら、微力ではございますが任を果たしてまいりたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

他の有識者委員の皆様におかれましては、引き続きお務めを頂いております。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

「資料1」にあります構成員の名簿をもって、御紹介は代えさせていただきます。

ここで、津島副大臣は公務のため退席させていただきます。

○**法務副大臣** 皆様、大変申し訳ございません。何とぞ御議論、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** それでは、まず、議事(1)の再犯の防止等の推進に関する取組の進捗状況等につきまして、法務省大臣官房秘書課から御説明をさせていただきます。

○**法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の早瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、再犯防止推進法施行後5年間における取組の進捗状況等について御説明いたします。

使用する資料につきましては、事前にデータでお送りさせていただいておりますけれども、同じものをこれから画面上でも共有いたしますので、適宜御覧いただければと思います。

まず、今般の検討の経緯等についてです。「資料2」を御覧ください。

先ほどの津島副大臣の挨拶にもございましたとおり、議員立法により成立した再犯防止推進法は、平成28年12月に施行されており、昨年12月で施行後5年を迎えました。同法の附則第2条には、施行後5年を目途とした検討規定、いわゆる5年後検討条項が置かれていますことから、政府として、この法律の施行状況について検討を行う必要があります。

また、再犯防止推進法に基づいて策定された現行の再犯防止推進計画は、令和4年度末ま

での5年間が計画期間となっているため、令和4年度中には、令和5年度以降の新たな計画の策定が必要となります。

そこで、オレンジ色の部分ですが、まずは、再犯防止推進法と現行の再犯防止推進計画に基づく施策について、これまで5年間の主な取組や成果、今後の課題として考えられるところを、一旦整理をさせていただいております。本日は、これを御報告させていただき、今後の御議論、御検討の素材としていただければと考えております。

「資料3」に進みます。

「資料3」では、現行の再犯防止推進計画の概要と成果指標の達成状況をお示ししております。現行の再犯防止推進計画では、御案内のとおり五つの基本方針と七つの重点課題の下に115の具体的施策を定め、関係府省庁が連携しながら取組を進めてまいりました。

そして、下段に記載のとおり、重要な成果指標として、出所受刑者の2年以内再入率を、令和3年までに16%以下にすることが目標とされておりましたところ、これまでの取組の結果、最新の数値では、2年以内再入率が15.7%にまで低下し、初めて目標を達成いたしました。

「資料4」に進みます。

これは、これまで5年間の主な取組、主な成果、今後の課題を整理したものです。なお、別途「資料5」として詳細版を事前にお送りさせていただいておりますけれども、ここでは「資料4」の概要版で御説明をさせていただきます。

まず上段、ピンク色の部分の「対象者の生活環境の整備に関する取組」です。これは、対象者の生活基盤に関わる就労や住居等に関する取組を記載したものです。

具体的には、関係省庁が連携しながら、「①就労の確保」として、受刑中や出所後の各段階における就労や職場定着のための支援、「②住居の確保」として、行き場のない出所者に対する更生保護施設等における受入れや、居住支援法人と連携した住居の支援、「③学校等と連携した修学支援」として、高卒認定試験合格に向けた支援や通信制高校と連携した高校教育機会の提供などの取組を進めてまいりました。

その結果、右側の「主な成果」欄に記載のとおり、矯正施設在所中の就職内定数の増加、帰るべき場所のない刑務所出所者の数の減少、高卒認定試験合格者率の上昇などの一定の成果が認められました。もっとも、一番右側の「今後の課題」欄に記載のとおり、多様な業種の協力雇用主の開拓、就労後の職場定着状況などの取組の効果を踏まえた指導支援策の検討、住居に関する受入れ・処遇機能の強化、修学支援の更なる充実などの課題が、なお存在すると考えているところです。

続いて中段、緑色の「対象者の特性に応じた処遇」です。再犯を防止するためには、対象者の生活環境を整えるとともに、個別の特性に応じた指導や支援を行うことが重要です。そこで、「④高齢、障害のある者」に対しては、出所段階における地域の福祉へのつなぎ、「⑤薬物依存を有する者」に対しては、認知行動療法に基づくプログラムの実施や地域の保健医療機関との連携、「⑥性犯罪・ストーカー加害者等」、これはDV事犯者を含む者でございますけれども、これに対しましては、犯罪傾向の特性を踏まえたアセスメントや専門的処遇の実施、「⑦少年・若年者」に対しては、少年鑑別所における地域の福祉、保健機関と連携した心理相談や特性に応じた指導といった取組を進めてまいりました。

その結果、右側の「主な成果」として、例えば、薬物については、覚醒剤事犯者の2年以

内再入率の低下、性犯罪については、処遇プログラム受講者の再犯率の低下などが認められているところです。もっとも、今後の課題として、増加する大麻事犯者への対応、医療機関等との連携強化、性犯罪者等へのGPS機器装着義務付けに関する検討などの課題があると考えているところです。

さらに、これらの取組を進める中で、加速化すべき施策について、令和元年12月に犯罪対策閣僚会議で「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定されました。このプランに基づく取組について、オレンジ色の部分になりますが、御説明申し上げます。まず、「⑧満期釈放者対策」ですが、満期釈放者は、仮釈放者に比べて2年以内再入率が2倍以上も高いため、その対策として、矯正施設在所中の生活環境の調整の強化や、更生保護施設職員による退所後の生活相談等を進めています。次に、「⑨保護司等民間協力者の確保」として、更生保護サポートセンターの設置による保護司活動の支援や保護司活動インターンシップによる適任者確保などの取組を進めております。また、「⑩再犯防止活動への民間資金の活用」の一環として、ソーシャル・インパクト・ポンドを活用した非行少年への学習支援事業を開始したところです。さらに、「⑪地方公共団体との連携強化」として、地域再犯防止推進モデル事業を36の地方公共団体で行い、その取組の横展開などを進めております。

これら加速化プランに基づく取組についても、それぞれ記載のとおり一定の成果が認められております。もっとも、右側の「今後の課題」に記載のとおり、満期釈放者等への継続的支援の充実、今後の保護司制度の在り方、国・都道府県・市区町村それぞれの役割の明確化と、それに基づいて地方で取組を更に促進するための国からの財政的支援の在り方などが、更なる課題と考えているところです。

法務省からの御説明は以上です。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議員** それでは、議事（2）の意見交換に入りたいと思います。

次期再犯防止推進計画の策定に向けて、有識者の皆様からお一人ずつ、ただいまの報告に関する御質問も含めまして、これまでの取組に対する評価や、今後力を入れて取り組むべき課題等について、御意見を頂きたく存じます。

恐縮ですが、お一人5分から7分程度で御発言をお願いできればと存じます。なお、清水委員、宮田委員、和田委員におかれましては、事前に資料を送付いただいておりますので、併せて御参照いただければと存じます。

御発言につきましては、構成員名簿の掲載順をお願いいたします。

それでは、川出委員からよろしく願いいたします。

○**川出委員** 全体としては、この間、推進計画の下で、それぞれの分野において着実な取組がなされてきたと評価できると思います。その上で、幾つかの分野に関して、今後、検討すべき課題、施策について3点意見を述べさせていただきます。

まず、最初の就労の確保の部分ですけれども、協力雇用主の方から、出所後に就職した方の中には、働く上での基本的な能力が身に付いていない人がいるといった話を聞くことがあります。就労支援につきましては、資料に今後の課題として記載されていますように、社会の雇用ニーズを踏まえた職業訓練を充実、強化するといったことはもちろん重要なのですけれども、おそらく近々の刑法改正で、自由刑が単一化され、作業が改善更生のための手段として明確に位置付けられるという機会でもありますので、作業についても、例えば、社会に

出て継続的に就労していくための基礎的な能力を身に付けさせるような内容や方法を考えていく必要があるのではないかと思います。具体的には、言われたことをただやるだけということではなく、コミュニケーション能力ですとか、問題に対処し、解決していく能力を向上させるような作業を増やすことを検討していただくことが必要ではないかと思います。

二つ目は、高齢、障害のある方への支援についてです。現在の推進計画の策定段階では、入口支援に地域生活定着支援センターが関与することについて、体制整備の問題などもあり、厚生労働省側が余り積極的ではなかったようなイメージがあったのですが、資料を拝見しますと、本年度から、検察庁と地域生活定着支援センターと連携の下で支援が行われるようになったとのことで、これは大きな前進であると思います。

その上で、もう一步これを進めていただきたいという要望になりますが、出口支援の場合と異なりまして、入口支援の段階では、被疑者の方には弁護人が付いていることが多いと思います。弁護士の方の中には、例えば、更生支援計画のようなものを作られて、依頼人である被疑者の方の再犯防止のための活動をしておられる方もいらっしゃると思いますので、今後は弁護士も関与する形で入口支援を進めていくことを考えていくべきではないかと思います。

一般の刑事事件と違って、高齢や障害のある被疑者の再犯を防止するために、刑事手続ではないかたちでの対応をするという意味で、検察官と弁護人が共通の目的を持っているのであれば、連携した活動ができると思いますので、ぜひそのような枠組みを作っていただければと思います。これが2点目です。

最後に3点目は、薬物依存の方への支援の部分です。現在の推進計画では、薬物事犯者について、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含めて検討を行うとされております。

これが具体的に何を想定していたのかは、計画の策定段階でも明確な議論がなされていませんので、はっきりしないところもあるのですが、例えば、治療プログラムなどを受けることを条件として起訴猶予にするといった運用などが考えられていたのではないかと思います。資料に記載のある法務省と厚生労働省の検討会の「中間とりまとめ」を拝見しますと、現在は、薬物事犯についても入口支援の枠組みの下で対処がなされているようですが、薬物事犯における支援は、高齢や障害を持った方への福祉的な支援とは意味合いが異なるように思います。既存の入口支援とは異なるかたちで、例えば、ある種の強制力を持つ形で治療につなげ、その代わりに起訴猶予にするといった枠組みを構築することを検討する必要があるのではないかと思います。私の意見は以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、清水委員、よろしくお願いいたします。

○清水委員 清水です、よろしくお願いします。

再犯防止推進計画によりまして、様々な分野、関係省庁、自治体、民間関係者において、改革や進展がありまして、目的を達成して、ゆるぎない再入率の低下が見られたということは、大変評価されるべきものであると考えております。その一方で、まだ出所後5年や10年のスパンで見ますと、なお多くの再犯者がおりますし、そこで、今後大切なことの一つは、孤独・孤立に陥りやすい元出所者とどれだけ長くつながりを、あるいは支援していけるかと

いう課題であると思います。国・自治体・民間との連携による「息の長い支援」体制の整備がまだまだ必要だと思えます。

あわせて、もう一つの課題としましては、当事者の目線で考えますと、地域で安心して暮らしていくためには、住居等の物理的な居場所はもとよりですが、身近な相談場所等の心理的な居場所、よりどころが、今後一層重要であると思えます。この点、自治体には、より大きな役割を果たしていくことが期待されるであろうと思えます。

この二つのことを次期再犯防止推進計画に盛り込んで、基本理念として明確にし、計画の冒頭に明示していただくと、方向性が明確になるのではないのでしょうか。その上で、このような基本理念の下で、具体的な課題、取組として、若干次の事項を申し上げたいと思えます。

最初に、年間約8,000人の出所者を受け入れて、再犯防止の最終ラインとなっている更生保護施設について、何点か述べたいと思えます。

更生保護施設は、御承知のとおり全ての保護観察所管内に設置されているわけですが、その運営は、基本的に一人一日単位の委託費によって運営されておりまして、現状のままでは、委託や受入れ件数の減少、あるいはニーズの地域偏在等により、その事業の持続性が厳しい施設も出てくるものと想定されます。満期釈放者や起訴猶予者などの更生緊急保護の対応がなお必要とされているところでありまして、保護観察所に対応して、少なくとも1施設は必要と考えられてきておりますし、また、そのような使命に答えて、関係者は地域の理解を得るための粘り強い努力重ねて設置、運営し、今日に至っているところです。今後とも地域の目に見える更生保護事業の拠点としての役割を期待されていると思えます。

しかしながら、今申し上げたとおり、近年その運営は大変厳しくなっていて、一度その存在が地域で後退しますと、再建は極めて困難になりますし、代わって国が自ら設置、運営するのは、なお困難であると考えられます。実態は、刑事司法にかかわる施設としての必置施設でもありませんし、民間から認可を申し出て運営している地域施設でありますけれども、福祉施設でもない位置付けで、その持続性の確保をどう講じていくかが難しくなっている現状でありまして、やはり国の制度設計の観点から、喫緊の課題としてその持続性の確保に取り組む必要があると考えます。専門職員の増配置ですとか、委託費予算の見直しによる財政的支援の抜本的な拡充は急務と考えますし、持続性のリスクはそこまで来ているといっても過言ではないと思えます。

次に、更生保護施設には、満期釈放者対策における役割が期待されているわけですが、近年の受入れ実態から見ますと、特別調整には乗らない、言わば生きづらさの窮まっていきそうな人たちが年々多くなっておりまして、更生保護施設内での処遇の在り方、地域移行の難しさなど、負担が年々大きくなっているところです。このような人たちの円滑な受入れを進めていくためには、満期釈放ではなくて、仮釈放にして、関係者の関わりを厚くすること、それから、生活環境調整段階から事前情報の共有を図ること、これが大変必要だと考えます。

また、生きづらさの深刻化といいますか、孤独の深まりへの対応にも、更生保護施設は迫られておりまして、そういう面では、近年特別調整の仕組みにより、司法と福祉の連携強化が進んでおりますけれども、司法と医療の連携という点ではまだ十分と言えないと思えます。矯正施設内から地域医療にシームレスに移行できる仕組みの検討なども、差し迫って必要となっているのではないのでしょうか。是非御検討をお願いしたいと思えます。

あわせて、次期の計画におきましては、今期で整備された取組同士、それぞれの間の連携

が大切だと思います。重層的な問題を抱えている人が増えていく中で、やはりそれぞれの取組、いろんな仕組みの範囲では手が打たれていて整備がされてきておりますけれども、その仕組み同士がうまくつながっていないと、混乱することもあります。制度の整備がなされていくほどに、縦割りになっていないかの検討も欠かせないと思います。それらの支援が、矯正施設内から社会内へとシームレスにつながっていくように、地方更生保護委員会、保護観察所、矯正施設の連携を深めていただきたいと思います。

取り分け、更生保護施設が受け入れている少年についての課題がありまして、困難な境遇にある少年の保護は、何らかの障害を抱え、出口の見えない処遇の難しさを関係者は実感しているところです。このような少年に対する少年鑑別所の知見を活かし、取り分け何か月も丁寧に接してきた少年院教官が把握した知見も加えて、これは大変参考になると思いますし、保護観察所と共に、必要に応じたケア会議を開催して、サポート体制を強化することで、更生保護施設の行き場のない負担が何らかの方向性ができ、受入れをためらうことも少なくなるのではないかと考えます。

それから、次に、更生保護施設からの自立退所者に対する訪問支援については、先ほど資料説明もございましたけれども、昨年10月から4か月を経た段階ですけれども、更生保護施設から退所した人たちなどに対する訪問支援というのは、再犯防止の上で大変実効性がある取組であると考えます。当事者の人たちからも、大変頼りにされているところでもあります。8施設だけのモデル事業から、早期に全国展開されることを期待しております。

もう一つ、上記の1にも関連するのですが、更生保護事業の地域拠点についても申し上げたいと思います。更生保護事業には、立ち直り支援を必要とする、誰もが駆け込める目に見える拠点というのがございません。関係機関、民間の支援団体、専門職あるいは関心のある方等が気楽に立ち寄り、情報交換をする拠点が無いのです。更生保護事業者の総合力の向上や情報共有、立ち直り支援を必要とする人から見える駆け込み場所、あるいは、関心のある誰もが立ち寄りやすいオープンな場所、そういう機能を備えた地域における拠点が、今後必要とされていると考えます。その点で、来年度に予算が付いた更生保護地域連携拠点の取組は注目されるところでございますけれども、国、自治体、民間事業者の協力で、立ち直りの共助センターを設置することを検討する時期に来ていると考えます。是非こういった取組を目指していただきたいと思いますし、そのためには、国と自治体の情報共有の在り方、財政的支援などの検討が必要だと考えております。

あと、保護司のこともありますが、時間の関係で省略し意見書で代えさせていただきます。

最後に一つだけ強調したいこととしましては、保護観察所への期待も多様化して複雑化しております。冒頭に述べた国、自治体、民間の連携による息の長い支援を実現していくためには、自治体の参加や民間の力の活性化はもとよりですが、何よりもその中核となるべき保護観察所の権限を明確にし、地域に入っていく体制を拡充することが、更生保護制度の持続性、安定性も含めて不可欠であるということも、指摘させていただきたいと思います。

以上です、ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 清水委員、ありがとうございました。

それでは、堂本委員、お願いいたします。

○堂本委員 再犯防止についての検討会が開かれ、また成果が、少しずつでも上がってきてい

るようで、うれしい限りです。しかし、まだ課題が幾つかあるので、その点について発言します。

先ほど清水委員も指摘されましたけれども、やはり満期で出所した人たちのフォローアップが不十分だということが、まだ問題なのではないでしょうか。だから、まだ刑務所にいる間にできるだけ、弁護士さんとか、それから特に地方自治体の職員が、その人についての情報を得ておくべきです。例えば、出所後に、住むところとか就労とか、働く能力のない人だったら、どういう高齢者施設に入るべきかというようなことについて、検討しておく必要があります。だから、できるだけ刑務所に入っている間に、地方自治体とどれだけ連携が取れるかが問われます。それをやっているところもないわけではないのですけれども、全国津々浦々まで地方自治体が対応しているとは言えません。出所後に関する調査も行われていないので、データもありません。法務省が具体的に刑事施設、拘置所と地方自治体との関係、連携のための計画を立てることを一応義務付けているはずなのですけれども、実際にそういった処遇の計画を立てていない自治体も多いのではないのでしょうか。数が確か出ていて、まだそんなに全国というわけにはいかないのです、やはりそれぞれの地方自治体がもっと再犯を防ぐという観点から、出所後の対応について真剣に取り組んでほしいと、そう思っていることが一つです。

そのときに、ちょっと言い足しますけれども、とても大事なことは、住民登録を出所してからするのではなくて、在所中に、出所後ただちに住民登録ができる、手に入るようにしておくことです。さもないと、それ以後の就労とか、それからいろいろな福祉のサービスとか、そういうことを受けるためにも時間が掛かってしまいます。正確かどうか分かりませんが、大体3か月ぐらい掛かるということを知っていますし、その3か月間が一番再犯の多い期間でもあります。したがって、その3か月間の具体的な施策をきちっと確立してほしい。私はそのことについて、これからも声を上げていきたい。

それから、もう一つは、女子刑務所についてです。女子刑務所の収容人員は、全体のおよそ1割、10%しかない。今10か所、あるいは豊橋を入れて11か所になったかもしれませんが、全国の女子刑務所を回ってみましたけれども、やはり制度としては、どうしても男子の刑務所で決まったことが、そのまま女子刑務所にも適用されています。女性の特性ということについて余り配慮されていないのではないかと。やはり女性の場合は、若い人であれば妊娠の可能な時期、それから更年期、高齢期と、女性は、男性よりも健康面では複雑な生き方をしている。その女性の健康についての配慮です。

私が女子刑務所10か所を回りましたが、一番高齢だった方は92歳でした。正確な情報を持っているわけではありませんが、外国では、65歳以上になると、刑務所には入れないで福祉施設に入れるということも聞いています。果たして92歳の方が、終の住みかとなってしまう、その刑務所で最期を迎えるべきなのかどうかということも疑問です。高齢者に対しての何らかの対策ということも、これは男女両方ですけれども、考える必要があるのではないかと。もしかしたら刑法にも関わってくる問題で難しいのかもしれませんが、どこかで検討してもいいのでしょうか。

それから、今、90歳とか、100歳以上の高齢者が大変増えていますが、刑務所でもそうした90歳以上、100歳以上の人を受け入れることは、大変手も掛かるし、困難を伴うに違いありません。そういう人がどういうところに入るべきなのか、福祉施設なのか、ある

いは新しく外国のリハビリテーションセンターのようなリハビリ施設を制度的に設けるべきなのか、その辺の検討が求められます。

それから、やはり女子刑務所等に限りませんが、刑務所・拘置所等と地方自治体との関係性を、是非とも密にさせていただきたい。そのことによって、今、私が申し上げたような年齢による問題、あるいは男女の問題、そういった固有の問題について、対応が可能になります。例えば、出所が決まった段階で、弁護士と地方自治体の職員とが面接に行って、その人がどういう状態で出所し、どこの地域に行くのかなど、情報を得ることが大事です。住民票があるのか、ないのか、そして、受け入れる家族がいるのか、いないのか、健康状態はどうなのか、いろいろな情報を事前に得ることが重要であり、地方自治体と刑事施設、拘置所などという連携の在り方を取るべきなのかを、是非制度的にも研究していただきたい。

それから、もう一つだけ申し上げたいのは、更生保護施設のことですが、先ほども清水委員から、1日の滞在費のみで財政的な支援が計算がなされているお話がありましたが、更生保護施設にいる間に、どう更生したらいいのか、あるいは職業能力を付けるべきなのか、そのための更生指導を行う余裕が必要なんですね。ですから、1人1日単位という形ではなくて、更生保護施設にもう少し更生支援するための資金が配分されることが大事だと考えます。

私からは以上の3点です。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 堂本委員、ありがとうございました。

それでは、野口委員、よろしく願いいたします。

○野口委員 皆さん、こんにちは。

先ほど再犯防止推進計画で取り組んできた成果についての御説明を頂きましたけれども、様々な課題につきまして、進展や成果が現れており、評価できるのではないかと考えております。今回の報告を受けて感じたことについて、今日は協力雇用主としての立場でお話しさせていただきますけれども、協力雇用主の研修の充実、矯正と保護の連携による少年対象者の就労支援の充実と多様な業種の協力雇用主の確保、それから、更生保護就労支援事業の充実と居住支援法人との連携、この3点について申し述べたいと思います。

まず、協力雇用主の研修の充実に関することでございます。近年、協力雇用主として登録していただいている事業者数が、順調に増加しており、また、刑務所出所者等の就労奨励金等の協力雇用主に対する就労支援メニューも充実されまして、私たち協力雇用主としては、本当に有り難く思っております。

私は、平成7年に協力雇用主を福岡県で登録しまして、27年間少年院、あるいは刑務所、保護観察中の人、それからぐ犯少年といいますが、そういう人たちを160名以上、現場の、3か所の北九州のガソリンスタンドで雇用しながら、及ばずながら就労支援をしまいいりました。重点課題の七つの中のトップに出てきています、「就労と住居の確保」というのがありますけれども、これについて述べたいと思いますけれども、仕事を通じて社会復帰させるという目標の下、活動してまいりましたけれども、協力雇用主は、犯罪や非行した者が二度と同じ過ちを繰り返さないように、就労を通して、そして人権を尊重して、立ち直りの支援をしていくということが、社会的な使命であると考えております。犯罪や非行した人を雇用した場合、社会人としての振る舞いを一から教えなければならないことが多々ありますが、そこを丁寧に教育することが大事だと考えております。協力雇用主として活動されている方々が、犯罪や非行をした者に対して、就労を通して立ち直りの支援をするという共通の目

的が持てるよう、協力雇用主への研修や意見交換をする機会を充実させることが、今後の課題だと思っております。

次に、少年対象者に対する就労支援の充実と多様な業種の協力雇用主の確保に関することをございます。協力雇用主さんも、約6割が建築、土木というか、それが悪いということではなくて、業種の拡大といいますか、そういうものも非常に必要と思っております。少年の対象者は、平成11年以降減少し続け、今、成人もそうですけれども、非常に少なくなってきました。少年対象者は、成人対象者よりきめ細かな、特に支援が必要であります。私はこれまで非行した少年を多く雇用してまいりましたが、家庭環境に問題があるなど、また、子供というよりも親に問題があるというようなことも、非常に多いように思います。また、義務教育を十分に受けてこなかったために、字を書くことができないので、仕事に必要な見積書や請求書、そういうものも書くことができない。漢字なんか、平仮名がようやく書けるというような形であります。やはり矯正施設の中で、そういう教育をするということも、とても大事なことではないかと思っております。

働き始めても、職業生活が安定せず、中には何度も非行を繰り返す少年もいました。私のところに来た少年が、1回で更生したということはありません。何度も何度も失敗します。ですから、協力雇用主というのは非常に辛抱強く、1回でもう悪いことしたから終わりよということじゃなくて、やっぱり辛抱強く、協力雇用主さんたちは何度も何度も雇用しながら、ですから、私のところの会社は、面接をしたら必ず採用いたします。それはなぜかという、自己肯定感を失わないためにということで、解雇という言葉もありません。そういうようなことが、今、協力雇用主さんは全国に非常に多くなりましたけれども、やっぱり雇用者数は残念ながら5%に満たないのが現実というのも、私たちが危惧しておるところであります。

そのような体験から、少年対象者の職業生活を安定させるには、まず、就職する前の教育が必要だと感じております。読み書きができなければ、運転免許も取得はできません。業務の幅も広がりませんし、就労する前の基礎教育を充実させることが、必要不可欠だと思っております。

また、本人がどのような仕事に合っているのか、実体験をさせる取組も必要ではないかと感じております。職場に行って、直に雇用主から仕事の説明を受けるといった職場の体験のような機会があるとよいと感じております。今日は時間が限られておりますので、なかなかできませんけれども、福岡県の場合は、県と就労支援事業者機構がタイアップして、そして、保護司さんと協力しながら、体験、トライアル雇用といいますか、5日間の体験を3時間ぐらいして、そして、それに対する報酬を払うというような形で、いい結果が出ているところもあります。就労を継続させるには、本人の意欲が欠かせませんが、自分のやりたい仕事、自分に合っている業種を事前に把握できる機会があれば、就労の継続につながって、その結果、再非行することがなくなると思っております。

なお、このような取組を始めるには、幅広い協力雇用主のいること、矯正と保護が連携して進めていくことではないかと思っております。先ほど堂本委員がおっしゃっていただきましたけれども、福岡県の場合は就労支援事業者機構と保護観察所とがタイアップしながら、矯正施設の中で事前に協力雇用主さんが入所されている方たちに、あなたたちがここを卒業したら、必ず保護司さんと会うでしょう、その場合に、協力雇用主さんというのがある、人権を尊重して就労の支援をしているのですよというようなお話をさせていただいております。

最後に、更生保護就労支援事業の充実と居住支援法人との連携に関することでございます。私は地元の福岡県の再犯防止推進計画の有識者会議のメンバーも務めておりますし、地方公共団体や就労支援事業者機構などと連携した就労支援の取組も実施しております。さらに、対象者を職場定着させるには、本人だけでなく協力雇用主に対するサポートも欠かせません。現在は、全国23か所で行われております更生保護就労支援事業が、全国どこでも実施されれば、協力雇用主にとっても安定的な息の長い支援が受けられますので、とても心強いことだと感じております。また、協力雇用主が居住先を確保できない者の雇用を検討する場合、会社の寮などで住まわせることが考えられますが、しかしながら、このような施設がない場合に、私が雇用しようとする者がアパートを借りるために身元保証人となる場合もあります。このような協力雇用主の精神的、経済的な負担を伴うものとなっております。

北九州市は、少年の場合は、住居の保証金の保証をしておるという形で進んでいることもありますけれども、協力雇用主が居住先を確保できない者の雇用を検討する場合、保証人となると先ほど言いましたけれども、これらは協力雇用主の精神的、経済的な負担を伴うものとなっております。私が居住先の確保のために連携している団体に、居住支援法人に登録されているNPO法人抱樸が、北九州市からホームレス自立支援センター北九州の運営を委託されており、私はここの理事をしておりますけれども、こちらの団体は、刑務所出所者等の支援に理解があって、住居の確保、相談などについて連携させていただいております。しかし、一般的に刑務所出所者等を支援するには不安を感じる居住支援法人の方がいらっしゃるという聞いており、保護観察所が居住支援協議会に参加するに至った司法と住宅、福祉行政との連携に向けた取組を、より一層強化していただいて、協力雇用主の負担軽減につながってほしいものだと考えております。

また、刑務所出所者等だけでなく、単身高齢者などの住まいの確保が難しい方たちがいると思いますので、居住支援法人の活動を支える手だてを、関係省庁の方に検討していただければ幸いです。

ちょっと長くなりましたけれども、ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 野口委員、ありがとうございました。

それでは、松田委員、よろしく願いいたします。

○松田委員 計画について述べよと言われましたけれども、新参者ですので、取りあえず本会に参加するに当たっての私の思いと、これからの課題について思うところを申し上げたいと存じます。

先ほど自己紹介でも申し上げましたとおり、私の職歴は現場の、それも少年施設での勤務がほとんどでございました。日々折々に変化していく少年たち相手の仕事というのは本当に大変なことや危険なことも多かったのですけれども、何よりも彼らの変化を目の当たりにできたことは、人に対する思いを非常に強くする経験になりました。

少年院に在院する中で、彼らがコンスタントに右肩上がり成長していくということはありません。すったもんだを続けているうちに、あるときふっと階段を1段上がるように変わっていくのです。それを目の前で見ると、今がどんなにミゼラブルな状態であっても、それがこの子の全てではない、いつかきっと今とは違う生き方をするようになるという思いを強くいたしました。もちろん実際はそんな簡単な話ではありませんで、手痛いしっぺ返しは何度も味わったのですけれども、それでも、今の姿がこの子の全てだとは、どうしても思

えませんでした。もし自分がそう思ってしまったら、もうこの仕事はできないのだろうなと思っておりました。

ただ、一方、出院した子の再非行というのは、やはりあのときの姿があの子の全てだったのかと思ってしまいそうな出来事でした。出院した子たちが再非行した、どこかの少年院にまた収容されたという報告に接するたびに、出院後の彼に何があったのだろうか、私たちにはもっと何かできることがあったのではないかと、気持ちが萎えることが多ございました。けれど、その当時は、出院後、私たちの手を離れた子に何が起きたのかとか、どうしたらよかったかを知る手だてが、ごくごく限られておりました。その意味で、今回のように再犯防止が省庁横断的はもとより、民間の方々とも協同で取り組まれるようになったことは、本当に有り難いことだと思います。矯正にとっても大変有り難いことだと思っています。

再犯防止という土俵では、1人の人が手続ごとに分断されるのではなくて、シームレスに1人の人として取り上げられて、それぞれの機関がどのように関わっていけばよいかとか、それぞれの段階で何をしておくべきか、ということについて、省庁とか自分の担当限りではなくて、社会全体の目で検討されていくと私は理解しておりますので、矯正にとりましても、立ち直りに資することのできる社会の中での在り方とか役割を、今まで以上に効率的、具体的に知ることができるのではないかと考えております。

この度のお話を聞いて、一つは、今の姿がこの人の全てではないという私の思いと、立ち直りのための具体的な方策の検討に少しでもお役に立てればという思いから、参加させていただくことにいたしました。目下のところの私の関心事というか、今後こういうことを考えていきたいということを、四つ申し上げておしまいにしたいと思います。

一つ目は、再犯防止というのは、この間もいろいろ御説明を受けたのですが、私のイメージとして、卵をテーブルから床に落とす、いかにして落とすかという話ではないかと思っています。それも、最後、卵がふ化しないといけませんから、ふ化するようにいかにして落とすかということになると、一つは卵である出所者とか出院者自身の問題があるだろう。二つ目には、テーブルと床、つまり、刑事司法を中心とした法制度と、彼らが暮らす日常生活との落差の問題、取り分け、当事者の生活経験のレベルで、どんな落差があって、どれだけ縮められるかというような問題があるだろうと。三つ目は、一番大事なことだと思うのですが、卵を受け止めてふ化させることのできる床、つまり、日常生活を送る身近な、基礎自治体と最近では言うのでしょうか、そのレベルでの地域社会の在り方の問題、この三つのいずれにも、目配りが要るのだろうと考えております。これが一つです。

二つ目ですけれども、今後の再犯防止の取組の新たななとか、これまでの登場人物に加えて、当事者である出所者、出院者を加えていただきたいと考えております。デシスタンスの観点とか、そんな難しいことを言わなくても、彼らは確実にサービスの利用者ですので、そういった視点から、当事者の意見というのは、そのまま生かすことがないにしても、少なくとも聞かれるべきでしょうし、聞くことが有益だと思います。これまでの再犯防止のための様々な施策によって、多分、当初言われていた居場所と出番の確保については、一定の筋道ができてきたかなと思っています。今後はさらに、これらの充実に加えて、最終的な卵のふ化といいますか、地域社会で安定的な日常生活を、彼らが継続して送れるための手だての検討が必要になってくるのだろうと思っています。その際には、当事者である出所者、出院者の生活経験に根ざした意向とか意見を聞くことは、基礎的な作業ではないかなと考えてお

ります。

三つ目なのですが、皆様に改めてお話しするまでもないようなことなのですが、私の心構えとして、再犯防止というのはもちろん喫緊の課題ですし、社会にとっても、また当事者にとっても取り組むべき最重要課題だとは思いますが、再犯防止がイコール社会復帰というわけではありませんので、再犯防止は、社会復帰という幅広い文脈の中で考えていこうと思っています。その意味で、犯罪や非行をした人の社会へのリエントリーという観点から言うと、前科の取扱いとか、度々お話に出てきます、高齢で、あるいはもう認知症も発症しているような人が、服役することがいいのか悪いのかといったような、将来的な法制度に関わることも、実際取り組むかどうかは別にして、常に視野に入れておかなければいけないと思っています。

最後に、こうした犯罪や非行をした人の社会復帰のための取組と、犯罪被害者支援とのバランスというのも、配意しなければいけないのではないかなと思っています。犯罪や非行によって生じた被害者も加害者も、共に地域社会で生活できる世の中の在り方というのを考えながら、私たちは加害者の側で再犯防止という作業テーマに取り組んでいるのだということを、忘れないようにしたいと考えております。

以上、不勉強で大変まとまりがない内容で恐縮なのですが、本会に参加させていただくに当たって、私の思うところを申し上げました。本日よりは、皆様始め関係する方々の様々な御意見に学びながら努力してまいりたいと思いますので、繰り返しになりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 松田委員、ありがとうございました。

それでは、宮田委員、よろしく願いいたします。

○宮田委員 宮田でございます。私は思っているところを紙に書きましたので、詳しくはそちらをお読みいただきたいと思っておりますところ、六つほど私の考えていることを述べます。

犯罪が起きないような社会を作る、私たちが安全で生きやすい社会を作るということは、再犯防止の計画の中に出てくることだけでは、到底果たされません。人が犯罪を起こさなくて済むように、ホームレスや貧困な方々を支援する、あるいは子ども食堂などの子供の居場所を作る支援、これらはとても大切なことです。再犯防止の推進のために、自治体によっては、地域福祉計画の中に再犯の防止を、生きづらいつらちを支援する視点から組み込む例があります。協力雇用主として一生懸命頑張っておられる方々は、中小企業が大変多く、中小企業支援だって再犯防止にとっても役に立つことです。私たち全ての人の生きづらさを何とか解消しなくればいけない、そして、犯罪をした人が生きづらさを抱えた人たちなのだというところを、国民の共通認識にしていきたいと思っておりますし、こうやって様々な省庁の方がいらっしやって、対話できること自体が、国の政策が、もっと人が生きやすい、生きるためにどうやってみんなが助け合えばいいのかという視点に変わってくる契機になるのではないかなという期待を持っております。

二つ目です。就労支援について川出先生がおっしゃったところと、つながるのかもしれませんが、働こうと思っても働けない方がいらっしやる。刑務所において、知的障害についてはある程度の調査がされました。しかしながら、発達障害についてはきちんとした調査がされていません。少年院ではそれが明らかになっていますし、学習障害の方もいらっしやるか

もしも。その障害特性に応じた指示の仕方、あるいはコミュニケーションの取り方をすれば、刑務所の中でもその人は適応しやすくなるだろうし、社会に帰ってきたときに、障害に応じた就労支援を受けることでもっと暮らしやすくなるかもしれません。刑務所の中にいる人たちがどういう特別なニーズを持っているのか、そこをきちんと把握した上で、就労支援につなげていくことが大事なのではないでしょうか。

三つ目です。居住支援は、社会に定着するための第一歩だと考えていただきたいと思います。就労が先ではありません。まず住むところが必要なのですが、そればかりではなく、現在は、人とつながるツールとして携帯端末が必要不可欠です。携帯なんて遊びにだって使えらる、以前この会議で法務省の方がおっしゃったことありましたが、遊びにも使えますけれども、メールが送れなければ、あるいは携帯電話で電話をしなければ、就職試験、採用面接さえ受けられないではないですか。居住場所も大事ですが、そこに限らず、今、社会で生きていくために何が、どんなツールが必要なのかということも、もっと考えてほしいと思います。

また、孤立を防ぐことは本当に大事なことです。相談ができる人、信頼できる人がいることが、とても大事です。私は、今ある施設で、施設の人たちと一緒に手芸をやっています。手を動かしながら、実は私はねと言いながら、施設の職員たちも知らなかったような話をこそっとしてくれることがあります。犯罪をした人に、例えば、地域のサークルの中に入ってもらうことも考える必要があります。何か楽しいこと、うれしいこと、ああ、生きていてよかったと思えるようなことを、私たちがどうやって提供ができるかを考えなければいけないのだと思います。

四つ目です。民間の活用ということで、弁護士や社会福祉士のことを話します。先ほど、川出先生が、弁護士が更生支援計画を作っている話を紹介して下さって、とてもうれしかったです。入口支援において、私たち弁護士は、社会福祉士、あるいは精神保健福祉士といった福祉職の方たちや、地元の福祉NPOの人たち等と協力しながら、更生支援計画を作ります。現在、東京や大阪では、それを矯正、保護に引き継いで、教育のプログラムや、あるいは出所のときの帰住先調整のために活用していただいています。そのように引き継いだときに、出口で私たち、計画を作った際の弁護士や福祉職がまた寄り添えることは、非常に大きい効果があるのではないかと考えています。

更生支援計画は、いわゆる入口の問題ですけれども、出口についても、寄り添い弁護士制度という形で愛知県、兵庫県、札幌で実施されているものがあります。例えば、再犯防止推進計画のモデル事業として、愛知県が弁護士会に委託して、弁護士が出所する前の法律相談に乗る、あるいは社会に出てから治療や福祉のコーディネートをするなどが施行されました。

私が、先日、東京都地域生活定着支援センターから法律相談を受けた事件は、失踪宣告で戸籍がなくなった方の戸籍を復活させる事件でした。以前、弁護士会として相談を受けたものには、勝手に養子縁組をされた例など、その人の戸籍が利用されてしまった事件もありました。そういう相談が、刑務所にいる間から行えなければいけない、つまり、戸籍がある状態で出てこない、住民登録も何もあつたものではないのです。刑務所の中での法律的な支援のニーズを早く見つけるために、例えば、弁護士が法律相談等で関与する、あるいは、福祉の問題であれば社会福祉士、もちろん刑務所の中にも社会福祉士の方たちがいらっしゃる

ますが、組織の外にいる社会福祉士の機動性を用いた方がよい場合もあるでしょう。、民間との協力について、そういう弁護士や社会福祉士を保護司にするのがいいのか、それとも、そのように組織に組み込まなくても費用支弁ができるのか、それはシステムを考えなくては いけませんけれども、法務省が民間の活用として現在考えているもよりも、もっと使える、有効なツールはあるということを申し上げます。

五つ目です。相談がもっと手軽にできなくてはいけない。相談できる機関が必要だというお話も出ましたが、電話相談ならもっとアクセスが簡単です。総務省が、法務省の政策に対する問題点を指摘しましたが（総務省「刑務所出所者の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視〈調査結果に基づく勧告〉」 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/83569.html。） 、電話相談を実施すべきだ、全国共通の番号の相談を作って、この番号に電話しろと出して出所者に言えばそれで済むのに、何で法務省はそれができないのか、と言われて何年たちますか。まずは、電話でSOSが発せられることが大事です。さらに、多くの受刑者の方は能力を欠く方が多く、役所に行っても、追い返されることが生じます。そういう意味で、同行支援と組み合わせた形で、電話相談の窓口、相談窓口を作ることも必要なのではないのでしょうか。もっと簡単にアクセスできて、もっと簡単にヘルプを言えて、もっと有効に支援につながるような、ものを作る必要があると思います。

六つ目です。犯罪をした人たちが社会に受け入れられないのは、犯罪をした人なんて、普通の人と違うと、みんなが思う状況があるからです。私は、それを作っている一つの原因が、資格制限なのではないかと思っています。前科があれば公務員にはなれません。これでいいのでしょうか。例えば、先ほどの松田委員のお話にあったように、当事者支援をするために、犯罪をして立ち直った方が公務員となって、一緒に矯正や保護の仕事をしていくことができないのでしょうか。あるいは、公務員として一緒にたに現業の公務員まで、なぜ資格制限が必要なのか、合理的に説明できないとも指摘されています。つまり、民間の会社に委託するときに、その会社の入社の際には資格制限はないじゃないかという話です。私たちが、社会において、犯罪をした人を受け入れる、その体制を作るために、まず隗より始めよ、の言葉どおり、国家公務員の資格制限を緩和する、可能であったら取り払うところまで、ドラステックな活動をしなければ、国民に対して響かないのではないかと思います。

あとは、私の書いたものをお読みください。いろいろ書いております。

どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 宮田委員、ありがとうございました。

それでは、村木委員、よろしく願いいたします。

○村木委員 この間、最初の推進計画でいろいろなことが進んできたなという気もしていますし、関係者の御努力に本当に感謝をしています。それを踏まえて、新しい計画を作る上で、是非この視点を計画作りのときにみんなで共有したいと思っている点が三つありますので、それを説明させていただきたいと思います。

一つ目は、入口支援です。前の計画のときは、入口支援というのは、入口支援をどうするかというのを検討しましょうということしか書かれていなかったもので、それが入口支援をやる、それから地域生活定着支援センターがそれを請け負うというところまで、もう既に来ているので、ここをしっかりと形にする。入口支援をやれば自然と、宮田さんがおっしゃったような予防のところにもつながってくるので、これを計画に今回はしっかりと書き込みたい。

そうすると、川出先生や宮田さんもおっしゃっていた、プレーヤーが誰なのかとか、入口支援で何をやるのかとか、それから成果を何で測るのかとか、それから予算がしっかりあるのかとか、その入口支援のところがちゃんと今回は柱になるように書けると、推進計画は非常に充実をするのではないかと考えています。これが1点目です。

それに加えて、先ほど宮田先生が矯正施設の中にある間にできることというのをとおっしゃって、それも非常にそうだと思いますので、入口支援、出口支援があって、間の矯正施設のところも、そうやってステージを整理して、全部についてきっちりと計画の中でカバーができれば本当によいかなと思います。

それから二つ目は、堂本さんもおっしゃいましたけれども、やっぱり市町村の役割が非常に大事で、このことを次の計画の中にきっちりと位置付けるということが大事だろうと思います。今、市町村の計画を先進的な自治体は作ってくださっているのですが、法務省さん、ずっとこの間、モデル事業をやってくださったので、モデル事業の成果というのを整理して、特に基礎的な自治体がやれること、やらなければいけないことの整理をして、しっかりと自治体にお見せするということが、自治体の取組が進むだろうと思います。それから、ヒアリングなんかで先進事例をお聞きすることで、それも分かりやすく伝えるということが大事になってくると思うので、次の5年間では、自治体を取り組みやすい環境を整えて、しっかりそこへのドライブを掛けるというのがとても大事かなと思います。そのために、法務省さん厳しいと思いますけれども、やはり予算をどうするかという問題もあるので、計画作るときに、ここしっかりみんなで検討できればと思っています。

それから、三つ目なのですが、何人かの方も、野口さんもおっしゃいましたけれども、居住支援の話、それから、皆さんそれぞれの言葉でおっしゃいましたけれども、孤独・孤立対策みたいな話、前の計画を作った頃には、あまりしっかりとなかった新しい施策ができていて、居住支援とか孤独・孤立対策、居場所や相談窓口へのアクセスとか、こういう新しい課題というのが、再犯防止にとっても非常に大事なことで、もう一回最近の新しい施策を見直して、この再犯防止の計画の中にも取り込んでいって、大事なところを取りこぼさないように、それから、ほかの施策とうまく連携できるようにということを、この計画作りで考えていただけたらと思っています。

以上が、三つなのですが、そもそもこの再犯防止の法律というのは、5年の言わば見直し規定が入っていて、役所の人には嫌かもしれませんが、別に法改正をしてもいいわけで、それから、ほかの分野の法律にだって、法律こう変えてよって言うてもいいわけで、なかなか厄介な問題かもしれませんが、小さく考えるのではなくて、外の分野とか法律本体についても、見直すべきことを我々が検討の中で見つけたら、それもきちんと行っていただけたら、非常に有り難いなと思いました。

私からは以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 村木委員、ありがとうございました。

それでは、森久保委員、よろしく願いいたします。

○森久保委員 私は、全国保護司連盟の副理事長をさせていただいております森久保です。保護司の立場から意見、話をさせていただきます。各々大先輩から貴重な御意見賜り大変勉強になりました。犯罪は地域で発生し、刑務所等を出所した人たちはやがて、地域社会に帰ってきます。その人たちが住まいを借りたり就職したりするのは簡単ではありません。二度と

犯罪を繰り返させない、犯罪を発生させない、このことが地域社会の役割でもあります。これを牽引していくのが、国であり地方公共団体であり、現在進行形の再犯防止推進計画であります。早いもので、再犯防止推進法の制定を受け、再犯防止推進計画が策定され、5年ごとの計画見直しの時期を迎えました。

冒頭に更生保護施設の理事長である清水先生からの確かな御意見をいただき、私も施設を預かる者の一人として、誠に有り難く心強い限りであります。また、更生保護施設に入所しようとする刑務所出所者は、昨今は都心の施設を好む傾向にあり、区部と多摩地区内施設などで入所者数の格差が生じていると感じており、更生保護施設は各地に均等になくはならないものであり、現状を整理した上で格差への対応や特色のある取組の充実を図り、出所者の安定した住居の確保について、そして就職先の選定支援や確保等、今後十分検討する必要があると感じます。

保護司として、組織を預かる代表として大切なことであります、保護観察業務の要である対象者との面接であります。通常保護司は自宅を面接場所として対応しておりますが、昨今、特に新任の保護司さんは家族や近隣住民の理解を得るのに苦慮している現状があります。

この点につきましては、更生保護サポートセンターの存在が大きな役割として重要になってきておりますが、センターの所在地とそれぞれの保護司さんとの距離が問題であり、多くの対象者を受け持っている保護司さんにとっては大変なことであり、また、対象者によっては夜間や休日の指定がありセンターが利用できない場合があり、これに対応できる場所の確保に保護司会としても相当苦勞をしております。今後、活用しやすいサポートセンターの在り方といった点も検討する必要があるのではないかと思います。

今日、デジタル化が叫ばれ保護司活動のICT化が推進されてきている最中ではありますが、現在の保護司会の財政状況を見ると、タブレット配布や、負担を軽減するシステムの構築に加えICT化に係る保護司への研修・教育やセキュリティ対策の強化など、より一層の支援が必要となると思われます。

また、私も保護司の仲間、適任者の確保が非常に難しくなっているところであります。今、比較的若い方を含む幅広い層から保護司の適任者確保のための、若手保護司オンラインフォーラムを開催して、いわゆる現役世代の保護司から意見を聴取しながら、若い人、現役世代の人たちに保護司になっていただきたいという検討そして努力をしているところであります。積極的に国の計画の中に、保護司の適任者の確保について加えていただければ有り難いと思います。

再犯防止や更生保護を更に進めていくためには、国と地方公共団体のより一層の連携が必要かつ重要であり、支援ネットワークの構築や、その背中を押すような財政的支援等を積極的に検討いただきたい。保護司会としても、地方公共団体に対し、面接場所の確保や保護司候補者確保等についての情報提供など、その支援を含めて積極的に行ってきておりますが、国からのあとひと押しが必要かと思っております。立場のみでの話、誠に恐縮であります。更に前進した再犯防止計画が皆様のお力によって完成することを願ひまして、御意見申し上げました。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 森久保委員、ありがとうございました。

それでは、和田委員、よろしく願いいたします。

○和田委員 和田でございます。私は、ずっと薬物依存に関わってきましたので、その方面か

ら少し話をさせていただきたいと思います。

薬物依存といいますと、今でこそ医療でうんぬんという議論が中心になっておりますけれども、正直言いまして、本当に十数年前までは医療での対策対応はほとんどなかったです。そういう意味では、この10年間で劇的に変わった分野がこの薬物の分野だろうと、私は思っています。それ以前は、いろんな意味での熱心な個人の方が、その熱意ですよ、全国何人かのそういう医療従事者が、今で言えば薬物依存の方々を医療の現場で見っていたという現状です。なぜそうかという、これは現在も実は変わらないのですけれども、薬物依存症という、現在はいわゆる疾患という見方が世界的にもう当然になっていますけれども、残念ながら特効薬がないという現状は何一つ変わっておりません。そうやってきますと、簡単に言うと、医療と福祉の境がなくなってきます。と同時に、この薬物絡みになってくると、そこにまた反社会的な活動とか勢力とか、そういうものも絡んでくるのです。本当に厄介な分野としか言いようがないということなのです。

その中で、十数年で現状を変えた原動力は、個人的には法務省サイドでの考え方、流れの変化というものが原動力になってきたというのが、私の認識です。この再犯防止という、その前になりますけれども、基本的には同じ出発と見るべきでしょうか、刑の一部の執行猶予制度が導入されたというのは、ものすごく大きい気がします。ところが、この薬物依存のある方に対して、それではどうするのだという議論が当然想定されたわけですが、医療サイドの体制が全然整っていなかった状況の中で、特効薬がない中で何できるのだと、本当に悩みました。ただ、それに先駆けて、医療的な対応のない日本でどうすればよいのだということ、私たちグループが考えていて、海外で何が行われているのかということを見ながら、これだったら日本で導入できるんじゃないかということで導入したのが、俗にSMART P Pと呼ばれている、いわゆる認知行動療法的な取組だったということです。

この導入自体は、本当によかったと思っておりますし、これなくして現在の医療体制及びその再犯防止のいろんな取組ですね、そういうものが形作られなかったという気がします。当時、この検討会とは別に、先駆けて、法務省の中に薬物地域支援研究会というものが作られました。そこで、どういう形で刑の一部の執行猶予をうまくやっとうまくやっとうまくやらないかということを検討したわけですが、そのときに、一応まとめとして出したものが、今日、私の資料として提出させていただいた地域連携ガイドラインです。それと、そのガイドラインを踏まえた支援の流れ図というイメージ図の2枚になります。結局、この検討会で薬物問題について考えるときには、その2枚の紙を基本にして、何とかそれに近付けられないかという、そういうことをやってきた気がします。

お陰さまで、刑事施設、簡単に言えば刑務所の中、あるいは外の保護観察所、そういうところでも認知行動療法的な手法に基づく取組ということを柱としてやってきました。同時に、これは厚生労働省の方になると思いますけれども、地域でもろもろの機関が何とか連携して、薬物依存というものに対応していこうという体制作りですね、そういうものも進めていただきました。薬物依存症の相談拠点とか、あるいは全国拠点機関を作って、その下で専門医療機関作り、治療拠点機関作りということを進めてきているのです。これで何とか見た目の形が最低限できてきた、そういう認識を私は持っております。

ただ、ここで考えなくてはならないのは、薬物依存を有する方々の終着点は何なのかという話なのです。これは、医療施設にため込むことじゃないですね。やはり社会の中で、それ

ぞれの生活をやっていくという、そういうところを常に目指す必要があるわけです。そういうことを考えますと、まず、いわゆる認知行動療法的な取組自体、一部では、誰でもマニュアルどおりやればできるんだなんて言う人もいますけれども、決してそうではないです。日々トレーニングを受けて、その成果がどうか、効果があったかどうか、そういうことをいつもチェックしながら続けていってこそ、質が維持できる、そういう質の担保が必要です。ですから、そういうことを今後やっていく必要があるのではないかというのが、一つです。

それと同時に、地域での関係機関の連携強化ということが、非常に必要なのですけれども、これは、医療機関で終了というわけではないと思います。特に、私たちグループが導入を進めてきた認知行動療法的なやり方というのは、アメリカのあるところのものをモデルにしておりますけれども、そこではっきり言われたのは、あくまでそういうやり方というのは、自助活動に結び付ける手段なのだよと、それで終了という話ではないよということを、言われているんですね。ということで、基本的には精神保健福祉センターあるいは医療機関、これは保護観察所も同じだと思いますけれども、それぞれのところを経由して、目指すところは民間回復施設につないでいく、あるいは日本の場合には、あまり数はありませんけれども、NAと呼ばれる自助グループにつないでいく、そういうことの強化ということを、今後もう一度きちんと考えていく必要があるかなと思っております。

あと、今日、法務省さんの資料にも出ておりました。大麻事犯者への対応ということなのですが、実はこれは、今後大きな問題に確実になる問題だと思います。大麻事犯者、検挙者数が増加しているのは、皆さん御存じのとおりなのですが、それに対して、昨年、厚生労働省の中で大麻等の薬物対策の在り方検討会が開かれました。そこで、いろいろな意見があるのは当然でしょうけれども、私自身がある意味でショックを受けました。いわゆる薬物問題というのは、使っては駄目だよという1次予防がまず重要だと思います。それでも、現実には使ってしまう人たちがいるわけで、中には依存という状態に陥る方がいる。そのため、次には、そういう人たちに対する早期発見、早期介入という2次予防ですね。それから、そういう人たちに対する社会復帰という、そういう順番があると考えています。日本はそれでやってきたと思っております。その基本になる1次予防というのは、国民なら誰でも知っていると思うんですけれども、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動でして、これが絶大な力を持ってきたのは、私は否定できないと思います。

ところが、ある人から、その「ダメ。ゼッタイ。」ということ自体が、そういう問題に陥った人たちが、相談窓口、医療機関にアクセスすることを阻害しているという意見が出されました。果たしてそうだろうか、私はいろんな意味で疑問を持っています。先ほど言った方の考え方は、そういう方々は、往々にして幼少期からの長い生活史の中で、薬物を使うことによってなんとか生き延びてきた方々が少なからずいる、そういう人に対して、「ダメ。ゼッタイ。」というのはおかしいのではないかという議論なのですね。私は、それ、ちょっと筋が違うと思っております。では、窃盗ならどう考えるのだと思うのですが、窃盗するしか生きてこれなかったという言い方ができる人も現実にはいると思います。いると思うけれども、私たちが目指しているのは、どんな苦労があろうが、どんな心的な問題があろうが、薬物使用や窃盗に手を染めない社会をどう作っていくかという大前提があると思うのです。先ほどの論法は、やはり本末転倒だという気がします。

ということで、私は大麻事犯者を今後考える必要が出てくると思うのですけれども、これ

は、川出先生や宮田先生も言われていたことでしょうか、少し法体系というものを本質的に考え直す一つの大きなきっかけじゃないかと思います。話を一気に覚醒剤まで広げてしまうと非常に問題になってくるので、私はそこまで言いませんけれども、少なくとも大麻というものは、覚醒剤、麻薬と随分薬理作用が違うのは認めざるを得ません。その中で重要なのは、使っては駄目だよという基本は変わらないのですけれども、厚生労働省での検討会の課題の一つには、大麻の使用罪の新設をどう考えるかということがありました。私は基本的には、何らかの意味で使用罪的なものを考える必要もあると思っています。

ただし、そこで押さえたいのが、使用罪で捕まったから、起訴されてすぐ前科が付くというのはいかななものかということなのです。大麻に手を出す方は、やはり若い方が圧倒的に多いことがありまして、良いも悪いも好奇心ということは無視できません。たった1回の好奇心で前科が付くということは、その方の将来に関わる大きな問題です。この検討会でも、前科が増えれば増えるほど社会復帰が難しくなるということが、明らかに数字に出ているわけですね。そういう意味では、最初から前科を付ける必要があるのかどうかという、そういう検討というのは絶対必要だと、個人的には思っています。

海外の話になりますが、薬物事犯についての対応というのは、国によっていろいろ違うのでしようけれども、1回目は、簡単に言えば、注意する、2回目ももっと強い注意する、3回目、もうアウトとか、日本語で言えば俗に三振法とか言われる制度を取り入れている国もありますし、そういうことを考えると、大麻の場合には、1回目は研修を課し、2回目はどうするか、3回目は刑務所かとか、大麻を使った人に対しては、社会生活上の運転免許証みたいな考え方で段階を踏んでもよいのではないかと考えたりします。要するに、目的は、前科を付けることではないわけですし、目的は薬物使用をやめましょう、やってもらいたくないということだと思いますから、そういうことを法でできないものかどうか、本当に考えていく重要な時期になってきたかなと、個人的には思っています。

ということで、これまでのまとめとは別に、新しい話もさせていただきましたが、今後薬物依存を有する方に対しては、基本的には認知行動療法的な医療的な対応の質の向上ですね、それをきちんとやると同時に、各機関の連携の流れの強化というものをもう一度、支援等の流れのイメージ図に基づいて再点検しながら強化していくということが重要ではないかと、個人的には考えています。

長くなりました。以上でございます。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 和田委員、ありがとうございました。

有識者委員9名の皆様から御意見を頂戴いたしました。まだ若干だけお時間がございますので、有識者委員の皆様、あるいは関係部署の方々から、更に御発言等ございましたら頂戴したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(出席者からの発言希望なし。)

よろしいですかね。

本日キックオフでございましたけれども、多くの幅広い御意見を頂きました。誠にありがとうございます。これから皆様と共に、現状と将来を見据えた新たな計画を策定してまいりたいと考えております。

今後の検討会の進め方についてですが、近時の再犯防止の現場の実情を把握するため、次回以降、複数回にわたりまして、関係者の方々からヒアリングを行いたいと考えております。その上で、更に皆様方に御議論いただいて、年内をめどに、次期再犯防止推進計画の案を策定したいと考えております。そして、先ほどもありましたが、現行の計画の期限であります来年の3月までに、閣議決定を得たいと考えております。いずれにいたしましても、皆様方に御相談をしながら、この検討会を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次回の日程などにつきましては、追って調整の上で御連絡させていただきます。

このような感じでよろしいでしょうか。

(出席者からの異論なし。)

長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、本検討会の第1回目を終了いたします。ありがとうございました。

—了—